

家賃の一部を補助しています

移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金のお知らせ

【民間賃貸共同住宅とは】

鹿部町内に所在する建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅で、次の住宅を除きます。

- ・公営住宅等の公的賃貸住宅
- ・社宅、官舎または寮等の事業主から貸与を受けた住宅
- ・3親等以内の親族が所有する住宅
- ・住宅の間借り
- ・他の方と家賃を案分し居住する住宅（シェアハウス）



【補助対象者】

補助対象者は65歳以下の方または子育て世帯のいずれかに該当する方で、かつ、次のいずれにも該当する方です。

- ・過去に鹿部町に住所登録がされていない方
- ・申請時点において鹿部町以外の市区町村から申請する民間賃貸共同住宅の所在地に住所を移し、かつ、居住してから1年以内の方
- ・世帯員全員に家賃及び町税等の滞納がないこと
- ・公務員でないこと
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと
- ・世帯員全員が暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する方でないこと
- ・世帯員に、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた方がいないこと

【補助金額】

補助金額は、家賃（賃貸借契約に定められた毎月の賃借料で、敷金、礼金、管理費、共益費、駐車場使用料等を除く）から事業主から支給される住宅手当を減じた額の2分の1に相当する額とし、月額補助額は次のとおりです。

- ・子育て世帯（※1）：15,000円
- ・子育て世帯以外：10,000円

※1 子育て世帯：高校生以下の子どもがいる世帯。ただし、扶養し、かつ同居している子どもに限る。

【補助対象期間】

交付申請した日の属する月から起算して連続した36か月間（3年間）

【お申し込み方法】

町公式ホームページより「鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付申請書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、下記までお申し込みください。

【お問合せ先・お申込み先】 鹿部町役場 企画振興課 企画振興係 （TEL：01372-7-5297）